

別府市障害者自立支援協議会条例制定作業部会（第4回）議事録

日時：平成24年3月28日（水） 9:05～15:25

場所：別府市役所1階レセプションホール

出席者

構成員：宇都宮伯夫、大久保多津子、小野久、河野龍児、北地輝昭、木本ノブ子
小林祐一、佐藤紘造、芝尾與志美、下村智子、首藤辰也、田中康子
藤内宣幸、藤内浩、徳田靖之、西田幸生、萩野忠好、原野彰子、松浦実
宮原実乃、村野淳子、若杉竜也

事務局：別府市福祉保健部障害福祉課 課長 岩尾邦雄
課長補佐 水口雅之
主任 猪原圭太

関係課：別府市生活環境部人権同和教育啓発課 参事 内田剛
主査 小原猛

別府市教育委員会学校教育課 指導主事 末光淳二

（萩野部会長）

皆さん、おはようございます。それでは、定刻を若干過ぎましたけれども、ただ今から、第4回条例制定作業部会を開催させていただきます。本日の会議は、3時までを予定していきまして、長い限りではございますけれども、途中で休憩を入れながら、進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それから、いつものとおり、発言者は、お名前を言ってから、発言をお願いいたします。

それでは、会議に入ります。次第をご覧ください。今日の会議から、実体規定と定義規定について具体的に議論していくのですけれども、今日は、相互理解の促進と権利擁護についてであります。議論の進め方につきましては、まずは、事務局から市民からの意見と現在の別府市の取組状況を説明していただきまして、それから、相互理解と権利擁護の各グループに分かれて議論していただきたいと思っております。そして、昼食をはさみまして、午後から、各グループ長さんからまとめた事項を発表していただいて、それについて、皆さまからのご意見を聞きながら骨格とすべき事項をまとめていきたいと、そういうふうを考えております。

そこで、今日のグループ長さんですけれども、事務局の説明が終わった後に、グループに分かれていただきまして、それぞれのグループで決めていただきたいと思います。それと、第5回以降のグループ決めですが、それは、会議の最後にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、3月30日に別府市障害者自立支援協議会が開催されます。そこで、事務局からこの作業部会の中間報告を行っていただきますので、その報告内容の確認をしたいと思います。

それでは、議事に入りますけれども、委員からの質問は、いろんな説明が終わった都度、受けてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、まだ4、5人の方がお見えでないのですけれども、時間の関係もありますので、始めさせていただきます。それでは、事務局、説明をよろしくお願いいたします。

(水口補佐)

今日は、朝早くからお越しいただきまして、年度末のお忙しいところ、大変ありがとうございます。それでは、早速でありますけれども、事務局のほうから説明をさせていただきます。着席をして説明をさせていただきます。

まず、配布資料がございます。第4回配布資料と書かれてあるもの。それから、第4回の会議資料の附属資料というものを用意いたしております。まず、配布資料の1をお開きいただきたいと思います。こちらの資料は、別府市障がい者計画の施策体系項目別に見る市民からの意見と別府市の取組状況ということで、この後、グループ別に分かれて議論していただくにあたって、今の状況を市民がどう思っているのか、市はどのような取り組みをしているのかということをおさまに確認して置いてもらうために作成したものであります。

それでは、表紙をめくっていただきまして、1ページをお開きください。まずは、相互理解の促進の項目のうち啓発・広報に関しまして、市民からの意見と市の取組状況を見ていきたいと思っております。

ここで、この資料の構成を若干ご説明しておきますと、一番上には、第3回会議で決まりました論点を記載しております。こちらは、前回の会議で決まったものでありますので、事務局からの説明はいたしませんけれども、これらの論点は、条例の骨格を議論する上で皆さまが必要だといわれたことでもありますので、グループで議論する際には、必ず押さえていただく必要がある。そう思っております。それから、その下には、市民

からの意見、そしてさらにその下には、市の取組状況を記載しております。

ここで、市民からの意見ですけれども、前回の会議で皆さまに配布しました生の意見を事務局が集約して掲載いたしております。皆さまもすべての意見を読んでいただいていると思いますけれども、一つひとつの表現は違いますが、言わんとすることは同じようなものもありますので、そういった意見を集約させていただいております。

そして、市の取組状況ですけれども、資料自体は皆さまご一読済みと思いますので、事務局からは確認の意味で事項のみを説明させていただきます。

今説明いたしました基本的な資料の構成は、各項目で共通の取扱いとさせていただいております。

それでは、市民からの意見を見ていきたいと思いますが、まずは、障がいのある人の意見からでありますけれども、包括的には「障がいについて知ってほしい」という意見に大きくまとめることができるのではないかと考えております。そして、一方の障がいのない人からの意見でありますけれども、「障がいについて知らせしてほしい」というような意見にまとめることができるのではないかと考えております。

また、障がいのある人とない人との共通の意見で「皆にわかりやすく知らせしてほしい」という意見がございます。

それでは、こういった意見がある中で、現在、市はどういった取組みをしているのかと申しますと、次の2ページをお開きください。障害福祉課におきましては、1の障害者週間における庁内放送、2の障害者週間にあわせた在宅心身障がい者のつどいの開催、3の12月の市報での障がい福祉サービスの広報、4のポスターなどを掲示することでの補助犬の周知、こういった取組みをしているところであります。

ここで、市報での広報でありますけれども、別に配布しております「**附属資料**」の表紙をめくっていただきたいと思っております。こちらには、昨年12月号の市報の該当ページを2枚添付させていただいておりますが、市報での広報は、こういった形で行っております。一枚目の左上のほうには、この条例の件についても記載をいたしております。

それでは、配布「**資料1**」の2ページに戻っていただきたいと思っております。4の補助犬の周知につきましては、定期的にといいよりは、継続して実施しております、その他は、毎年度、その時期になったら実施しているところでございます。

次に、3ページをお開きください。5の啓発事業は、人権同和教育啓発課が取り組んでいるものでありまして、ここでまた、「**附属資料**」のほうを開いていただきたいと思っておりますけれども、先ほど見ました市報の次のページからでありますけれども、ヒューマンラ

イツを添付させていただいております。表紙をめくっていただいて、下にページを打っていますので、その8ページをお開きください。ここに、各種の人権・同和問題啓発事業がまとめられております。

この詳しい取組みが配布資料1の3ページの取組みということになっております。これにつきましては、本日、人権同和教育啓発課の職員に出席していただいておりますので、そちらのほうから説明をしていただきたいと思いますと考えております。

それでは、人権同和教育啓発課から説明のほうよろしく申し上げます。

(内田参事)

皆さんおはようございます。人権同和教育啓発課の参事をしております。今、石垣東10丁目にあります人権啓発センターというのが、去年の4月1日にリニューアルオープンをしたのですが、そのの所長をしております内田といたします。どうぞよろしく願います。それでは、かけて説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。私どものほうでは、人権同和行政といたしますか、その取組みについてと、人権啓発センターの事業の実施状況、その辺の質問等が入ってまいりましたので、3ページ、4ページにまとめさせていただきました。もう資料は事前に配布されたということですので、もうこの一つひとつの資料には触れずに、特徴的な部分についてのみご説明させていただきたいと考えております。

私どもで取り組んでおります人権同和行政ですけれども、人権8課題というのがあります。まして、障がい者の問題もそうですが、同和問題、女性問題、子どもの問題、高齢者、外国人、医療の問題、それと様々な人権ということで、今、インターネットでの社会での人権問題とかありますけれども、そういう8課題について取り組んでおります。この3ページには、今日は障がい者の会議ということですから、23年度に実施しました障がい者部分だけ割愛をさせていただきました。

最初に、(1)の身近な人権講座ですが、これは、市民一人ひとりの人権問題に対する正しい認識と理解をもっていただくために、年10回、先ほどの人権8課題について講座を実施しております。場所は中央公民館と人権啓発センターを23年度は使いましたが、ここに参加者がありますが、一般市民の方、市職員の方。一般市民の方は、民生委員さんも入っておりますけれども、そういう方々に参加していただきまして、平成23年度は、障がい者の心ということで、講座を設けております。

次のじんけんフィルムふれあいフェスタでの啓発アニメ上映という部分ですが、8月

に差別をなくす運動月間という、大分県内全体で取り組む行事があります。その中でいろんなイベントをするんですが、このじんけんフィルムふれあいフェスタというのを子どもを対象としたイベントを4箇所、一般市民を対象としたイベントを4箇所で行わせていただきました。今回、子どもを対象としたイベントの中で、人権ビデオを、アニメなんですけれども、上映させていただきました。そこで、知的障がい者のいとこのふれあいの中で大切なことを築いた、そういう内容のビデオを流しております。その後、子どもたちと保護者、施設の職員等で、一緒になってですね、室内のグラウンドゴルフ等を行っております。

次に、(3)の人権啓発パネルとリーフレットの配布ですが、これは生涯学習フェスティバル、教育委員会が行っておりますその行事の中で、各地区公民館がいろんなイベントを行います。その際に、人権パネルと障がい者の問題も含めたパネルの展示を行いました。また、市役所のちょうどこの階のエレベーターロビーのほうにもパネル展を実施いたしました。

次に、人権ミニ講座というのは、啓発センターの行事ですけれども、この中でも障がい者の人権問題ということで、ユニバーサルデザインとバリアフリーについての学習を行っております。

(5)の企業・団体研修ですが、企業や団体からの要請に応じてですね、私ども講師を派遣しております。23年度につきましては、全体で46回、2,795名の方が受講しているのですが、その中で、障がい者の人権に関する研修については、3回で、192名が受講しております。その3回の受講された企業・団体ですが、建築住宅課の市営住宅の管理人さんに対して、障がい者の人権ということで研修を行っております。また、社会福祉課に生活保護を担当するケースワーカーがおりますが、ケースワーカーを対象に、障がい者の人権の研修。それと、看護専門学校の1年生を対象に同じような研修をしております。

(6)の人権啓発センターの「人権ミニライブラリー」ですが、現在、啓発センターのほうにDVD、ビデオ、図書、DVDはまだ少ないのですが、一般の方、団体の方、企業の方に貸し出しできるものを用意しております。そして現在、こちらに書いてあるようになっております。DVDが全体24枚の5となっておりますが、DVDの本数が全体で24枚あるのですが、その中の5枚が障がい者の人権問題に関するDVDとなっております。ビデオについては13、図書については少ないのですが6冊となっております。皆さん方のほうで、独自に研修したいということであれば、DVDのほうを借

りていただきたいと思っております。

次のページ、4ページに移ります。ここでは、人権啓発センターでの取組みということでご紹介させていただきます。

まず、活動内容ですが、春木っ子学習室ということで、人権啓発センターが春木川校区にあるものですから、春木川小学校の4、5、6年生の希望者を対象に学習をしているということで、ただ、これは学習支援だけではなくてですね、人権啓発センターが行う行事ということで、夏には七夕飾り、冬にはクリスマスの前にですね、松ぼっくりのでっかいのがあるのですが、それを工作して、ツリーとかリースとか作ったりだとか。あと3月には、ケーキ作りを体験してもらったりだとか、そういう交流ですね、それぞれの心と心が触れ合うような、そういう交流を学習支援と一緒にですね、開催しております。

次に、人権サークルふれあいですが、これは人権啓発センターに調理室がありますから、それを活用してですね、地域の方々、民生委員さんが結構多いのですが、集まっていたいて、そこで料理を作って、料理ができるまでの間に人権ビデオを見て、そして料理を食べながら意見交換をするというふうになっております。今回は外国人関係、同和問題、企業の人権課題だとか、障がい者を含めた基本的な人権課題のビデオを見ていただきました。1回に参加される方は、だいたい10人から15人くらい、入るキャパが20名程度になりますので、どうしても少ない人数であります。少ない人数の中でいろんな話をする、地域の課題とかですね、そういうのがでてきております。私たちも中に入ってですね、大変いい学習、私たちも気づかされるような、そういう研修となっております。これも希望の方はどなたでも参加できますので、皆さん方の中で参加したいということがありましたら、私どもの課にお申し付けいただきたいと思っております。

あと、人権ミニ講座というものを年4回開催しております。これは、先ほども言いましたが、障がい者の人権につきましては、ユニバーサルデザインとバリアフリーについて開催しました。これ、年4回というのが少ないということで、今年からはですね、地域とかに出前講座を行っていかうということで、もう3人でも4人でも集まったら、友達でもいいんですが、人が集まったらこちらから講師を派遣するなり、またビデオをもって、ビデオを見た後にお話しをさせていただくとか、そういう取組みを考えております。

あと、人権ミニライブラリー。先ほど説明しました。あと、人権ギャラリー、それと相談事業等を行っております。

次のページ。5ページをお願いします。会議室等の貸館事業も行っていて、これも人権研修だけに使うのではなくて、50人ぐらい使える会議室があるのですが、駐車場が15台くらいあるのですけれども、人権以外でも空いているときは、一般の貸館も行っていますので是非ご利用していただきたいと思っております。

それで事業費につきましては、2,015千円ということで、これは人件費を含まない、管理運営費のみとなっております。中身をいいますとDVDとかの、ミニライブラリーにつきましては、予算を30万円取っております、その30万円で年間5,6本の整備をしている状況です。以上で私どもの説明を終わらせていただきます。

(水口補佐)

ありがとうございました。

それでは、今見てきました市民からの意見と市の取組状況を絡ませて考えてみますと、市が何もしていないわけではなくて、実際、今説明をいただいたような取組みをしているにもかかわらず、市民から「知ってほしい」や「知らせてほしい」という意見がでるということは、取組み方に問題があるのかなあという感じを受けているところでありませう。

以上、ここまでの説明は、別府市の取組状況でしたけれども、前回の事前意見調書の中におきまして、他県の取組状況も聞きたいという意見がございましたので、既に条例が制定されています熊本県内の各市に照会をしてみたところでございます。回答は、啓発・広報と次に説明をいたします福祉教育につきまして、熊本市と八代市からいただいたところでありませう。それらの内容は、**附属資料**、先ほどご覧いただきましたヒューマンライツの後ろに添付いたしておりますので、これからの議論の資料として使っていただければよろしいのかな。そう考えております。

簡単ですが、以上が啓発・広報についての説明でありましたが、ここでちょっと戻りまして、論点のところを見ていただきたいのですが、配布**資料1**の1ページにお戻りいただきたいと思ひます。この論点の中に、「社会モデル」という言葉がでてきます。第2回の会議でもこの言葉については、何名かの委員が委員間で共通認識を持ったほうがよいのではないかという意見がでたところでありませうので、事務局といたしましても配布**資料の2**としまして、その定義を載せさせていただいております。それで、こちらの説明のほうなのですけれども、やはり共通認識が必要だと感じている委員の方が説明をされたほうが皆さまもその必要性を感じやすいかと考えますので、ここは、前回の会議

でも話ができましたが、代表して徳田委員に説明をしていただきまして、委員の皆さままで
共通認識を持っていただきたいと思います。それでは、徳田委員、よろしくお願
いいたします。

(徳田委員)

おはようございます。[資料2](#)に障がいの定義という欄がございますので、これを見て
いただきながら、お聞きいただきたいと思います。医学モデル、社会モデルという言い
方をしますと、何か特別な定義があるとお考えになる方もいらっしゃるかもしれませんが、
医学モデルというのは、今までの障がいの捉え方をそういう名前で呼んでいるにす
ぎません。ここに書いてあるように、障がいという問題を個人の問題として捉える、つ
まり、病気ですとかあるいは事故などによって、人間としての能力だとか機能がなくな
ったり、あるいは低下している、そういう状況。これを障がいだ。それは、医学の立
場から見たときに、能力や機能がなくなっていたり低下している状態として捉えられて
いるということから医学モデルというふうに名前を付けられるということになってき
たということです。ですから医学モデルというのは今までの障がいという状態を捉えた
定義だというふうにご理解いただければよいのではないかと思います。

それに対して、社会モデルというのは、これは、現在は国連で採択されました障害者
権利条約等で採択された考えでありまして、障がいというのは個人の問題ではなくて、
社会との関係で背負っている状態のことをいうんだと。こういうふうに考えられるよう
になってきているわけです。この[資料2](#)にあります言葉は、障害を主として社会によっ
て作られた問題としてみなし、基本的に障害のある人への完全な統合の問題としてみる
と書いてあるのですが、これは見方の問題で、定義としては、いろんな形で能力や機能
にハンディキャップがある人が、そういうハンディキャップがない人と同じような形で
活動するうえで、社会的な障壁があるためにその能力を発揮できないでいる状態のこと
を障がいと捉えようじゃないか。こういうふうに考えているのが社会モデルという考え
方です。その社会的な障壁という中に、制度がきちっとできていない、仕組みづくり
が進んでいない、あるいは理解がされていない、偏見や誤解がある。そういったことも
踏まえていまして、社会的にいろんな制度ができていない、あるいは理解が進んでいな
いために、本来持っている能力や機能が十分発揮できないでいる状態、それを障がいと
捉えるのが社会モデルという考え方です。分かりやすくいえば、私がよく皆さんにお話
しするのが、例えば私がアメリカに行きます。私は英語の会話ができません。通訳がい

ませんと私はアメリカに行きますと障がいという状態に陥る。これが社会モデルの考え方です。たとえば、聴覚障がい者の方の集會に私が行きます。私も何回か講演に行ったことがあるのですけれども、そこで手話通訳者の方がいらっしやらないと私が障がい者ということになる。つまり、障がいというのは、その人固有の問題ではなくて、その人と社会との関わりの中で、社会の側、集団の側がきちっとした配慮をしていない状態。これが障がいなんだという考え方になります。

お手元の資料の3-1、次のページを開けていただきたいのですが、ここに障害者基本法、改正されました障害者基本法の定義があります。この第2条というのを見ていただきますと、障害者について定義してありまして、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。こういうことになっていまして、ここで、社会的障壁という言葉が入れられたわけです。これは従来の医学モデルに加えて、社会モデル的な考え方を法律の中に反映させたものというふうに言われていまして、この社会的障壁の中身としましては、制度であるとか、理解ということが含まれるというふうになっているわけです。さらに付け加えますと、例えば身体障がいの方で、歩行に障がいのある方が車いすに乗ることによって障がいがなくなる。JRの駅で、エレベーターやエスカレーターに乗ることによって、障がいではなくなる。そういう形で障がいというものを相対的に捉える。誰でも障がい者になりうるし、それから社会的に理解が進んだり、いろんな設備や制度ができていくと障がいではなくなるという、相対的に捉えたうえで、障がいというものを社会の側との関係で見るところに特徴があるのではないかと思います。どこの条例も、定義をどうするかということで大変苦勞していまして、障害者基本法が障害及び社会的障壁という2つの言葉を入れたので、障害者基本法という法律は社会モデルを意識しながら、なお医学モデルに捉われているという折衷的な定義をしたために、各地の条例では、この障がいあるいは障がい者の定義をどのようにすればよいのかということに迷っていまして、最近できました岩手県では、障がい者という言葉は排除して、障がいのある人といういい方に変えることによって社会モデルに近い考え方を条例に反映しているというふうになっています。以上で長くなりましたけれども、これで私の説明を終わらせていただきます。

（萩野部会長）

ありがとうございました。それでは、今までの説明の中で、何かご質問のある方は、

どうぞ、ご発言ください。はい。小野委員。

(小野委員)

今の説明で社会モデルの考え方は、よくわかりました。それがですね、現実の障がい福祉にとって、どのような意味を持つのかと。たとえば、今までの医学モデルに立った障がい福祉のあり方、それが社会モデルの捉え方になると障がい福祉のあり方がどう変わるのかということがひとつ問題になるのかと思うのですけれども、その点についてご説明いただけますでしょうか。

(徳田委員)

私からお話ししてもいいですか。それはまたあとでお話ししようかと思っていたのですが、2つ大きな変化を求められることとなると思います。ひとつは、社会の側、社会を代表する行政の側が、社会的障壁を除去していくということが義務付けられていくことだと思います。つまり、障がいというものは社会との関係で、社会的障壁によって起こることになってきますと、そういう障壁を除去していくということが、社会の側、社会の側を代表する行政の義務ということになるわけで、今までのような気の毒な人に対する政策的な配慮ということではなくて、行政の側の義務になってくるという点が第一の違いだと思います。

第二の違いは、社会的な障壁を除去していくということ、これが義務になるということと同時に、そのために必要なことをしないということ、これが差別になるという考え方を生み出すということだと思います。あとで議論になるのだと思うのですけれども、合理的配慮という言葉がでてきまして、つまり社会との関係で障がいがある状態である人に対してその障がいを除去していく上で、必要とされる配慮、これを合理的配慮というのですけれども、それをしないことが差別になるという考え方を導きだしてきています。この合理的配慮については、障害者基本法の中にもでてきますし、この間制定されてきた各地の条例でもいずれも例外なく合理的配慮ということを経典の中に組み込んでいます。具体的には資料2の中に定義が、国連で採択されました障害者の権利条約の第2条の定義が書いてあるわけですが、合理的配慮とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整、これについては均衡を失したあるいは過度の負担を課さないというただし書きというか注意点が付せられています。つまり、他の人とあまりバランスを

失してはいけないし、行政等にとって過度の負担を強いてはいけないけれど、そうでない限りにおいては、社会的障壁、社会との関係で障がいを持つ人のために、その人が他の人と同じことができるようにすること、それが合理的配慮であり、それをしない事が差別になる。社会モデルという捉え方自体は、私はこれを多くの人が支持すると思うのですが、そこから導き出されるこの合理的配慮が欠如することが差別になるという、この考え方は非常に画期的な考え方で、これはまだまだ多くの人が受け入れられる状態になっているかどうかというのが問題となるところではないかと言われています。私はその2つが違ってくるのではないかと思います。

(萩野部会長)

小野委員、よろしいですか。

(小野委員)

はい。

(内田参事)

よろしいですか。今の小野委員の質問で、障がい福祉のあり方ということでしたので、徳田委員のほうから障がい者に対する差別という話もでました。そこで、人権同和行政を、私も実施しているものとしてですね、障がい福祉のあり方についての視点というのをお話しさせていただきますが、障がい者に対する人権意識というのは、先ほど徳田委員からもお話しがありましたが、同情をして憐れみを受ける存在、福祉の施しを受ける対象という考え方ではなくてですね、あらゆる権利を有する主体として見るのが大事であろうと考えます。それで、差別と差異というのがありますが、差異というのは、人種とか民族とか宗教、性別、職業、国籍、身体的、精神的特徴といったもの、これが差異になるのですが、この差異は意図的にレッテルを貼られてですね、全体を同じに見てしまうなど固定的な観念によって差別が発生すると考えております。今言いました障がい者に対する人権意識というのは、そういう身体的、精神的差異を認め、尊重し合う社会をつくることだというふうに考えております。これが人権同和行政としての捉え方と思うのですが、そして障がい者差別の核心というものがですね、障がい者が被る社会的不利益や制約、社会モデルというお話をされていましたが、これは生きていく上で出会う差別や偏見だとか、様々なバリアなどは障がいを持つ個人に着せられる問題ではな

くて、障がいのない人にあわせてつくられた社会環境や社会制度に問題がある。言い換えれば障がいのない人中心に構成された社会の側にこそ障がい者差別の核心があるのではないかというふうに考えておりますので、今後の行政としての障がい福祉のあり方というのは、この辺を軸足にですね、捉えていかなければならないと私どもは考えております。以上です。

(萩野部会長)

他に何かありませんか。それでは、事務局、続いての説明をお願いします。

(水口補佐)

それでは、次に、福祉教育について、説明をさせていただきます。配布資料の1の6ページをお開きください。ここでの市民からの意見でありますけれども、ここでは、障がいのある人もない人も「子どもの頃からの教育が必要」という意見にまとめることができるのではないかと考えております。

この意見につきましては、一般論として、だれも異論はないところだと思っておりますが、では、市はどういった取組みをしているのかと申しますと、7ページをお開きください。

ここは、内容が教育ということで、今日は、教育委員会から学校教育課に出席していただいておりますので、そちらのほうからご説明していただきたいと思っております。それと、人権学習のことにつきましては、人権同和教育啓発課に説明していただきたい、そう考えております。それでは、まずは、学校教育課のほうから説明をよろしく願いいたします。

(末光指導主事)

おはようございます。学校教育課の末光と申します。よろしく申し上げます。では、座らせていただきます。

では、資料の7ページをご覧ください。小中学校における障がいに関する福祉教育の状況ということで、大きく分けると、3つに分けて記載しております。ひとつは、教職員の障がいのある子どもに対する実際の支援の向上、つまり教職員の資質能力の向上です。それから2つ目が(2)にあります児童生徒の相互の交流において障がいを理解していくということ。それから、3つ目はその他のもので障がいに対する理解を深めていくというように分けて記載しております。

まず、(1)教職員の資質の向上ですが、中心となりますのは研修会、それから各学校におけるケース会議と言われるもので、専門家を交えて相談をする会議等が中心になると思います。では、それについて簡単に説明させていただきます。まず、市全体としての取組では、まず、県の研修会への参加があります。これはどのような研修会かと言いますと、学校には今、特別支援学級の担任とそれからもう一つ別の立場として、特別支援教育コーディネーターという存在があります。コーディネーターは何をするのかと言いますと、特別支援学級の担任へのアドバイスや専門家をお呼びして各種相談をする関係を取りまとめるなどの立場になります。その方は県の研修会に参加しております。それから2番目の市の研修会は、特別支援学級の担任の先生方を中心とした研修会、また、コーディネーターの研修会、情報交換等があります。それからもうひとつ加えまして、別府市には、いきいきプランという事業があります。これは学校の先生ではないのですが、教員免許等を所持している方が学校内で特別な支援が必要な児童生徒の手助けをします。生活上や、学習上でも、友達と遊ぶ時でも、それから身辺整理でも特別な支援が必要な児童生徒について支援をする、そういう仕事をする支援員がいます。その方々の研修会を年2回実施しております。それから、その下にあります、専門家による相談会の実施ということで、一般の方々に向けて、小学校1年生への就学を中心に相談会を開催しております。それから②ですけれども、各学校で実施しているのは、先ほど言いましたコーディネーターを中心に専門家の方々にアドバイスをいただくなどの取組をしております。

次に(2)でありますけれども、児童生徒の相互理解の促進に向けて、中心は交流になります。①の市全体での推進ということですが、これはどういうことかと言いますと、今、学校の中には特別支援学級という学級が設置されております。知的障がい種の学級、自閉症・情緒障がい種の学級等がありますが、この特別支援学級をどのように運営しているのかというと、そのお子さんにあわせて、特別な支援を必要とする教科、あるいはそのお子さんが生活をしていくための必要な教育等に関するときは特別支援学級で学習を進めていくわけですが、その他は、全て学年で、他の子どもたちと一緒に学習を進めるという形態をとっております。他のお子さん方と一緒に学習を進める中で子どもたちが身をもってそのお子さんのことを知っていく。併せて障がいのことを理解をしていくということにつなげているわけです。それから②ですけれども、各学校独自で特別支援学校との交流をしております。例えば、南立石小学校が別府支援学校鶴見校で肢体不自由のお子さんや脳性まひのお子さんなどと交流をもったり、青山中学校と別府支

援学校で病弱のお子さん、あるいは肢体不自由のお子さんと交流をしたりしています。境川小学校は、知的障がい種の南石垣支援学校と定期的な交流をしております。

次に(3)ですが、①市全体での推進は、人権授業による理解促進ということで、後ほど人権同和教育啓発課の担当指導主事から説明をします。②ですが、各学校独自の取組で、8ページ一番上にあります、障がいのある方々との交流があります。来ていただいてダンスを教えていただくとか、あるいは講師として招聘してお話を聞く、あるいは、中学校の2年生を中心として、福祉施設において3日間の職場体験学習を行うという取組をしています。

では、戻りまして、(3)の①の人権授業のことについてご説明いたします。

(小原主査)

おはようございます。人権同和教育啓発課の小原と申します。よろしく申し上げます。それでは配布資料の7ページ(3)の①、人権授業による理解促進ですが、関連すると思いますので、もう1ページめくっていただいて8ページをご覧ください。小中学校における障がい者の人権に関する学習の取組状況のところを重ねてご説明させていただきたいと思えます。まず、大きく学校で人権教育を推進するに当たっては、まずもって教職員の資質向上といえますか、授業実施していく側の認識はとても大事なものであるというふうに考えております。したがって、(1)に市内の各学校においては、教職員の研修は年間計画に基づいて常に研修は実施されている状況であります。もちろんその中には、個別の人権課題として、女性の人権問題であったり、子どもの人権問題であったり、同和問題であったり、それぞれの人権課題を研修していくのですが、とりわけ障がいのある人への人権問題については、(1)の黒点で表しているようなことが具体として実施されております。人権同和教育啓発課の私のほうから、市内の先生方に人権教育の推進に当たってというところで、文科省のほうから人権教育の指導方法等のあり方について3次とりまとめというのが指針としてでております。その中で、個別的な人権課題に対する取組みというところがありまして、本日資料としてはお入れしていないのですが、その個別の人権課題に対する取組みとして、先生方に対してお伝えしている4点だけを少し申し上げさせていただければと思っております。

人権教育の手法については、人権一般、いわゆる法の下での平等であったり、個人の尊重などの普遍的な視点からのアプローチ等、具体的な人権課題に即した個別的視点からのアプローチとがあり、この両者が相まって、人権尊重への理解が深まっていくものと

考えられる。個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情や対象者の発達段階なども踏まえつつ適切な取組を進めていく必要がある。これが、1点目として先生方に提起していくものであります。

2点目は、様々な人権課題の中から、子どもの発達段階等に配慮しつつ、学校の実情に応じて、より身近な課題、児童生徒が主体的に学習できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、時期をとらえて、効果的に学習を進めていくことが求められる。各教科等の学習において、個別の人権課題にかかわりのある内容を取り扱う際にも、当該教科等の目標やねらいを踏まえつつ、児童生徒一人一人がその人権課題を自分の問題として捉え、自己の生き方を考える契機となるような指導を行っていくことが望ましい。これを2点目としております。

3点目、個別の人権課題に関する学習を進めるに当たり、児童生徒やその保護者、親族等の中に当該人権課題の当事者等となっている者がいることも想定される。教職員の無責任な言動が、児童生徒の間に新たな差別や偏見を生みだすことがあることを認識するとともに、個人情報の取扱いには、十分な配慮を行う必要がある。これが3点目であります。

4点目、最後です。教職員においては、個別の人権課題の指導に取り組むに際し、まず当該分野の関連法規等に現れた考え方を正しく理解するとともに、その人権課題にかかわる当事者等への理解を深めることが重要である。これが3次取りまとめに示されているものであります。

この3次とりまとめは、市内小中学校すべてに配布されておりますので、こういったものに基づいて、研修等が進められていると認識しております。

8ページの(2)の児童生徒に対しての人権学習の取組みですけれども、先ほど学校教育課指導主事より説明があったように交流教育等を中心として子どもたちの感性にうったえていく、子どもたちの心に響く人権学習を創造していかなければならないというふうに思っております。

本日の附属資料のヒューマンライツがあったと思いますが、10ページのところでですね。平成22年度別府市小中学生人権作文別府市長賞のほうで別府市立朝日中学校の永松さんの作文が選考結果、別府市長賞となっております。タイトルは、「兄は身体障害者」というふうになっております。作文の書き出しのところにありますが、非常に心が痛む言葉と言いますか、子どもたちの中で使われているであろう、若しくは使われていたであろう「害児」という言葉がでてきております。このような言葉を一人一人自らの

問題として受け止めていけるような学校での人権学習、人権授業の取組みが今後も求められていると思っております。また、学校における人権作文、標語、ポスターの取組みを通じて人権感覚を高めるのですけれども、それらの優秀作品につきましては、別府市教育委員会として、作品集としてまとめて市内小中学校に配布している状況であります。私からは以上であります。

(水口補佐)

ありがとうございました。福祉教育につきましては、今の説明のような取組みが実際にされているのですけれども、障がいのある人とない人との相互理解の促進をするうえでの福祉教育ということでは、どういうふうなやり方が一番有効なのかというところをこの後のグループ討議で考えていく必要があるものと思われまます。以上で、福祉教育についての説明を終わります。

(萩野部会長)

それでは、委員の方から質問はありませんか。小野委員、どうぞ。

(小野委員)

人権に関する教育について、熱心に取組みされていることはよくわかったのですけれども、障がいに関する教育という場合にはですね、もう一つ視点がいるのではないかと思うのです。それは、障がいに関する正しい知識を伝えると、それは、アンケート等を通じてですね、とても大事ではないかと思うのです。身体障がい、知的障がい、精神障がいというものがありますけれども、その中でもこれまで精神障がいに関する教育というのが非常に不十分ではないかという指摘がアンケートでもたくさん出されてきました。そういう心の病気に関する知識、それから精神障がいを持ちながら地域で暮らしている方、そのご家族の方に関する現状についての知識、そういうものについての教育についてどのようにお考えかということをお伺いさせていただければと思います。

(末光指導主事)

学校教育課の末光です。お答えします。今ご指摘があったとおり非常に難しい問題でありまして、障がいの種別と言っているのか、例えば、肢体不自由の方ですと子どもたちが見て、それが、「あっ、この友達は」ということで理解ができる。それから、知的

に、かなり大きな遅れがある場合は、それを見て、子どもが見るだけで理解をしようとしては、精神の部分については、非常に難しい問題があります。学校で精神の障がいについての学習を進める上で十分配慮しなければいけないのが事実です。つまり、学習の仕方を間違えると知識だけが入ってしまって、子どもがその入った知識を上手く活用できないという心配が考えられるのが精神の障がいについての学習ではないかと思っております。ですから、細心の注意が必要ですが、まずそのためにやっぱり教職員の側が精神障がいについて十分に理解をすること、それから授業や病気について知らせるときに十分研修を積んだ上で、また議論をしたうえで授業を進めていかなければならぬ。精神に関する部分は一番難しい部分かというふうに特に思っております。以上です。

(藤内浩委員)

それに関連していいですか。

(萩野部会長)

どうぞ。

(藤内浩委員)

藤内といいます。私は精神障がい者の子どもを持つ家族です。今、さっきおっしゃったように、精神の学習というか教育が難しいというのは、そんなに難しく考えなくていいんですよ。精神疾患とかですね、精神障がい者がそんなに細かくやらなくても皆さんの問題として、心の健康という問題でですね、考えればですね、誰でもが、例えば、うつ病とかありますけど、ストレスなり、子どもにもストレスかかるわけですから、そこら辺で難しく考えれば考えるほど本当に難しくなるんですよ。だから心の健康という大きな捉え方で考えればですね、そんなに難しくないし、これは実際、私が実践していることですし、そしてやっぱり小中高の中でですね、当事者とかですね家族を入れて、家族の意見を聞いてやれば、そんなに難しくないとしますので、そこら辺またよろしくご検討お願いします。

(末光指導主事)

ご意見をありがとうございます。今おっしゃったとおりだと思います。実は先ほど言いました各学校での特別支援学級の教育のあり方という部分が、ちょうど今おっしゃっ

ていただいた部分と合致する、つまり、障がいのあるお子さんと一緒に過ごすことで、その子の理解につながっていくということも、私どもは考えているところなんですけれども、今、おっしゃっていただいたことも参考に、今後の教育に活かしたいと思います。ありがとうございます。

(小野委員)

学校教育と社会教育を含めてだと思えるのですけれども、やはり障がいに関する教育を行う場合に、当事者あるいは家族等の参加、協力というのが不可欠ではないかと思うのです。それが今行えるシステムがないのではないかと思います。ですから、条例をつくるという場合に、その点がですね、ひとつの大きな課題になるのではないかと思いますので、意見として申し上げておきたいと思います。

(萩野部会長)

それはまたグループの中でそのようなお話をしてください。はい、北地委員。

(北地委員)

北地ですが、今日は、相互理解の促進の中の福祉教育、細目でありますから、若干ずれるかもわからないのかなと思いつつ発言させていただきます。

いわゆる福祉教育全般ということと、障がい児教育という観点から見たときに、いわゆる障がい児教育、ここの細目の中でもいろいろでておりますけれども、本来先ほど徳田委員さんからお話がありましたとおり、いわゆる医学モデル、個人モデルから社会モデル、ICFの考え方に立てば、本来は憲法で保障されておる、いわゆるすべての子どもたちが本来小中学校に通う権利というものが本来あるわけで、その中で、当然いわゆる個人モデルと言いましょか医学モデル的な問題等において支援学校というのが今はあるわけですが、現実の問題としていろいろあるわけですが、意見の中でもでておりますけれども、いわゆる障がいのある方と健常児と言いますか、の実際の連携とか交流とかそこら辺がまだまだ市の取組みとしても弱いという表現は悪いですね、もう少し努力がいるんじゃないかなという意見は持っております。ただ、基本的な考えをお伺いしたいのは、どんなに障がいがある子どもであっても、就学前にやはり教育委員会と十分話をして、障がいがある方は、障がいがある児童は全て特別支援学校だと、そういう考え方ではないというところはやはり基本的な分はこの条例の中で押さ

えておくべきだなと思っておりますけれども、今は、相互理解の促進のところの福祉教育ですから、そこまでは入らないのかとは思いますが、一応、市の教育委員会としては基本的には、いわゆる憲法に保障されている、教育権の保障、すべて等しく教育を受ける権利を有しているわけですから、そこら辺では、当然普通校に入りたいという希望に対してどの程度添えるのかという基本的なところは別府市の教育委員会としてもお持ちでございますか。

(水口補佐)

部会長。

(萩野部会長)

はい。

(水口補佐)

事務局のほうからお答えさせていただきたいと思います。今の北地委員からのご質問でありますけれども、第6回の会議です、教育のことについては、また、教育委員会のほうに出席していただきましてですね、煮詰めていきたいと考えておりますので、本日の会議は、相互理解と権利擁護ということで、福祉教育に特化した協議をしていただきたいと、そう考えております。よろしく申し上げます。

(北地委員)

それは理解をいたしております。それでは、ひとつ7ページの質問だけ。7ページの1の、先ほど末光さんのほうからお話しがございました。別府市いきいきプラン支援員研修というのがご報告がございました。実際、現在何名いらっしゃって、どういうことをしているのかというのがまず1点と。もうひとつだけお聞かせください。今、私が申し上げたことが、第6回目ということになったのですけれども、当然だと思います。就学児童対象の就学、支援に関する相談の中で親御さんの希望と言いますか、どういう相談内容があるのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。以上です。

(末光指導主事)

学校教育課の末光です。今の1点目の何名で、どういった活動をしているのかという

ことですが、別府市「幼稚園・小中学校いきいきプラン」の平成24年度の予定は、幼小中あわせて45名の支援員さんを配置する予定です。幼稚園は15園のうちの5園に配置をします。小学校は15校のうちの14校に配置をします。それから、中学校は、8校中7校に配置をします。合計が45名です。こういった活動をするのかということですが、学校によって運用は様々あるのですけれど、例えばひとつ例を取りますと、情緒的に不安定な子どもが授業中自分が嫌なことがあって（かっとなって）教室を飛び出してしまふ。そういったお子さんがいた場合、そのお子さんにずっとついて支援をしてくださいというような形で特定の子の支援を求められることもありますし、あるいは学級に入って複数の子の支援を求められることもあります。基本的には、そのような活動をしております。

それから次に、就学時での相談についてです。保護者の方がどのような相談をとということですが、具体的には、「これまで療育機関等に通っていました。小学校は通常の学校に就学したいのだけれども、通常学校に進学しても大丈夫だろうか。特別支援学校のほうがいいのか。」ということの相談をする件数が多いです。そのことに対して、療育機関やお医者さん方、特別支援学校の先生方、あるいは通常学校の先生方に相談員になっていただきましてお子さんの障がいの様子を聞いたり、アドバイスをしたりというような対応をしているという状況です。以上です。

（萩野部会長）

はい、徳田委員。

（徳田委員）

徳田です。学校教育課のほうにお尋ねをしたいと思うのですが、先ほどから社会モデルという考え方について意見がでていっているわけですが、社会モデルに立った障がいとか、あるいは国連の障害者権利条約の中身に立った、そういう視点で福祉教育をどういうふうに固めていけばいいのか、そういう工夫というものをされているのかどうか。ちょっと私が懸念しているのは、例えば、特別支援学校の先生方にも社会モデルの考え方は普及していないという実感をもつのですね。例えば、合理的配慮の欠如が差別だとかいうと意外な感じをされる先生のほうがむしろ多いのですね。だから社会モデルという考え方に立った先生方に対する研修だとか子どもたちに対する福祉教育のあり方をどうするべきかだとか、どの程度検討されているのか。説明いただければと思い

ます。

(末光指導主事)

お答えします。非常に難しい問題なのですが、極力、社会的障壁を取り除く方向で進めようとしております。施設面であったり、あるいは人員配置であったりということで、例えば、先ほど言いましたいきいき支援員もそれかと思うのですが、今年度の23名配置から45名配置に来年度増えます。それから車椅子のお子さんが入学することに関しまして、極力そのお子さんに合わせた施設に改善するというようなことで障壁を取り除く、できる限り取り除こうという方向で環境等を整えていこうと考えております。以上です。

(徳田委員)

たぶんですね、それ先ほどの人権同和教育啓発課がおっしゃられたことは見事に社会モデルを説明してくださっているのですけれどもね、その観点と今のお話しはだいぶずれがあるのですよ。だから、社会モデルというのはどういうことを言おうとしているのかということですね、もう少しやっぱり具体的に検討していただいて教育の現場にどう反映するべきかをやっていただかないと、社会モデルの考え方のひとつは、先ほどおっしゃられたのですけれども、今までの社会が障がいのない人を中心にしてつくられてきたという前提に立っておられること、私が申し上げた障がいとは相対的なものだと明記していることにすごい意味があるわけですよ。聴覚障がい者の中に行けば私が障がい者なんだ。その考え方を子どもたちや学校の先生たちにどう浸透させていくかということに取り組んでいかないと社会モデルに立った福祉教育、障がい教育にはならないのではないかと思いますので、その点だけはよろしくお願ひしたいと思います。

(水口補佐)

部会長。その点で事務局のほうからもひとつお答えをさせていただきたいと思います。厚労省と文科省の連携というものがこれから進んでいくのではないかと考えております。厚労省のほうで社会モデルというものを前面にだしましてですね、とはいえ、医学モデルのほうは、リハビリテーションの重要性等というのもありまして、まったく消し去るということもできない状況であります。そういったことも文科省と連携をしてですね、これから文科省が下へおろしてくるのではないかと、徐々に浸透してくるのではない

か。そう考えておりますので、その点をご理解いただきたいと思いますと考えております。よろしく申し上げます。

(萩野部会長)

社会モデルへの転換が大事だというお話ですから、グループでお話しをしていただきたいと思います。時間の関係もありますので、皆さんのグループ討議の時間が少なくなると困りますので、その辺が一番大事とっておりますので、次のほうへ進めてよろしいですかね。

それでは、事務局、次の説明をお願いします。

(水口補佐)

では、続きまして、9ページをお開きください。交流についてであります。

まずは、市民からの意見であります。まとめてみますと「障がいのある当事者同士の交流があるとよい」や「障がいのある人とない人との交流があるとよい」といった意見や「身近な地域での交流が大切」というような意見にまとめられるのではないかと考えております。

市の取組状況といたしましては、10ページをお開きください。障害福祉課におきましては、障がいのある当事者間での交流といたしまして、1の知的障がい者(児)交流・研修会と2の啓発・広報のところで説明いたしました在宅心身障がい者のつどいを毎年度実施しているところであります。そして、交流を後押しするといったところで、3の福祉バス借り上げ事業と11ページの4のリフト付タクシー料金に対する助成を行っております。

それと、5の市立小中学校と特別支援学校との交流であります。こちらの取組みは、先ほどの福祉教育のところで学校教育課のほうから説明をいただいたところでありますので、ここでは省略させていただきます。

そして、委員の方からの聞きたい現状としまして、第3回の事前意見調書に上がっていました障害団体数につきましては、現在、市内に29ございまして、参考としてその一覧を附属資料の先ほどご覧いただきました熊本県内の各市の取組状況の後ろに添付させていただいておりますので参考としていただきたいと思います。

それと、「障がい当事者、家族、支援者の生の声を聞き、それに必要な支援を提供する機関との意見交換、交流会などを開催する予定はありますか?」というご質問があり

ましたが、これは、**附属資料**の一番後ろに、2月19日の大分合同新聞の朝刊の切り抜きを添付しておりますので、こちらをご覧くださいでしょうか。こちらの記事は、別府市障害者自立支援協議会に当事者部会を設置するという取組みが書かれたものがあります。今のところ、今年の8月ごろに設置する予定で準備を進めておるところであります。委員からのご質問に対するお答えでありますけれども、この当事者部会の中におきまして、当事者の声を聞いて、交流会などを開催する予定としております。

それと委員からの質問でもう1つ、平成22年度の障がい者と健常者が交流するイベント等の実施状況を聞きたいということがありましたが、これは、行政が実施主体となっていて行っているものはございません。先ほど、障害福祉課の取組状況でご説明いたしました知的障がい者（児）の交流研修会と在宅心身障がい者のつどいは、障がい者と健常者との交流というよりは、障がい者当事者間での交流という志向が強いものであります。そして、これを障がい別での交流という観点から言いますと、知的障がい者（児）交流研修会は知的障がい者（児）のみでの交流、在宅心身障がい者のつどいは身体、知的、精神の3障がいでの交流となっております。

以上が障害福祉課の取組状況でありますけれども、ここで、民間の取組みといたしまして、太陽の家が障がい者と健常者が交流するイベントを実施しているとのことですので、その取組みを宮原委員からご紹介していただきたいと思っております。それでは、宮原委員、よろしくお願いいたします。

（宮原委員）

それでは、簡単な資料を配布しておりますので、ご覧ください。

太陽の家で障がいのある方とない方が交流できるやり方としては3つ柱がありまして、ひとつは大きなイベント、もうひとつは施設内の施設を開放して一緒に使うということ、3つ目がスポーツ活動です。

まず、イベントですが、一番上に書いております、野外体験教室。これは昨年からやっております。親のほうに障がいがある若しくは母子家庭とかということで、すごいアクティブな活動を子どもたちと一緒にやるのがチャンスが少ないという方を対象としております。昨年は、①から⑤までの5回の活動を行いました。この活動には、実際APUや他の学生の方のボランティアも一緒に入っていておりまして、みんなで楽しくやっております。

もうひとつは、代表的な納涼大会を挙げております。だいたい毎年7月に亀川地区の

方と一緒に作り上げていく夏まつりだと思っております。実際、ひめやま幼稚園の方に来ていただいたり、APUの方に来ていただいたり、また、亀川の商店街の方にも参加していただくということで、多くの方に交流していただいていると思います。

次が、いわゆる太陽の家の施設の開放です。トレーニングルーム、ここを開放しております。ここは、障がいのある方も使えますし、一般の方も一緒になって汗を流しているということです。

それから、サンストアですが、ここではサンストアと書いておりますが、この他公衆浴場とか銀行とかいろいろございます。日々の日常生活の中で、交流できる仕掛けをつくっているということです。

最後にスポーツクラブですが、代表的なものとして、むぎの会のサンカップインドアサッカー大会を挙げております。これは、大分県内外から150名近くの人たちが障がいのあるなしにかかわらずサッカーを楽しむという形での交流です。その他、車椅子バスケット、ツインバスケット、フライングディスク様々なクラブがありますので、それぞれに、そのスポーツをやりたい、やってみたいという人を助けたいという人たちが参加してくださっています。

最後になりましたが、総合型地域スポーツクラブ、いよいよほくぶスポーツクラブという形で亀川地区にも発足いたしました。これは、準備段階から太陽の家も参加しております、一緒に様々な準備イベントを開催してまいりました。亀川地区では、スポーツで交流するという地域の創造をめざしております。以上です。

(水口補佐)

ありがとうございました。それから、事前意見調書におきまして、特別支援学校と地域や市民等との交流状況の資料がほしいということでございましたが、こちらは、県立学校の取組みということでありますので、事務局から下村委員へお願いしましたところ、今回、**委員提出資料**といたしまして、下村委員から資料をご提供いただいております。それでは、こちらの説明を下村委員からしていただきたいと思っております。では、下村委員、よろしく申し上げます。

(下村委員)

よろしくお願いたします。南石垣支援学校の教頭をしております下村と申します。提出資料をご覧ください。先ほどからでしておりますように、差別の意識やそれから理解

に関することは教育で、三つ子の魂ではありませんけれども、培うべき分野であるという事で、非常に力を入れるべきところではありますが、まず、本音から言わせていただきとですね、私たちが特別支援学校の塙の中にいる間、社会モデルやICFの勉強などもしますが、社会的不利益を非常に被りにくい状況にあるのは確かなんです。塙の中にいる限りはですね。でも、一步外に出ますと、圧倒的な少数派であります障がい児の子どもたちが、非常に不利益なことをたくさん感じている、また親御さんが非常に悩んでいるという状況をもう何十年もこうやって教育に携わりながら、ここから見ると、という意味からも大変違った景色が見えてくることもあります。今日は、ご存知の方が多いので、無駄なところがあるかと思いますが、別府市には4つの支援学校があります。昨年度から、本校が2つ、分校が2つという形になりました。ざっといいますと、別府支援学校というのが県立であります。これは、肢体不自由の学校で昨年度から病弱児も通学で受け入れるようになっております。これは昔の温研という病院の近くにある学校で非常に古い県立学校です。その分校として鶴見校というのがあります、これは、別府発達医療センターに入院している肢体不自由のお子さんが来ています。手術などで入院している子もいますので、非常に短期間で退院して地元に戻るお子さんもいます。それから石垣原校という分校があります。これは、昔の石垣原養護とっていたものですが、西別府病院に隣接しております、これは西別府病院に入院している重心の子、重度心身障がい者の人、それから慢性疾患のお子さん、そして精神障がいのお子さんが多いです。特に最近では、精神疾患だとか発達障がいとかいいましても発達障がいだけでは入れない。そこに統合失調症だとか、いろんな認知的な障がい加わったり病名がある子が入院しながら通う学校です。昔は筋ジストロフィーのお子さんだとかがいた学校なんですけれども、今は主に非常に精神的な病弱な、病虚弱と言われますが、カテゴリーのことですね、そういうお子さんが多いです。それから、南石垣支援学校というのは、境川小学校のお隣にあります知的障がいの学校です。これも知的障がいと言いますが、先ほど、徳田委員がおっしゃったように何を持って障がいとするのかというのが私も非常にここ数年、10年ぐらいになりますけれども、大違い、様変わりをしてまいりました。養護学校、特別支援学校の様子も。特にこの知的障がいの学校では、知的障がいがあるかどうかわからないとても軽度のお子さんがたくさん入ってきます。もちろん重い自閉症や重い知的障がい、あるいは何万人に一人という難病のお子さんとかもいますけれども、大概の知的障がいだといわれて入ってくる軽いお子さんの特徴は、いじめに合った経験がある、それから不登校や引きこもりの経験がある、あるいはかなり数も

増えてきましたが虐待による心理的な問題を抱えているお子さんがいると、そういう子も含めて知的障がいと呼んでいる私たちの学校に通っています。ですから、十何年前と比べますと学校の中にいくつもいくつもの層というか派というか、もう今や知的障害支援学校と言いますけれども、茶髪でピアス、ガムを噛みながらジャージで学校に来るなどという子の喫煙の指導だとかいうことにも追われているような状況です。これが今の別府にあります4校のざっとした現在の状況です。ただこれを知っている方は相変わらず多いとは言えないと考えています。

ここに交流教育の現状を書いてありますけれども、そういう事情で、特別支援学校が適当であるといつて入ってきたお子さんですので、交流教育は一生懸命頑張っていますけれども、やはり、年間2回とか、それから市民の方に教室に来ていただいたりとかですね、絵画教室したりだとか、あとどこかのギャラリーを借りてとか、市役所を借りて作品を展示したり、そういう形で行うのが精いっぱい。特に、石垣原校や別府支援の病弱の精神疾患のお子さんに関して言えば、人との関係が非常に難しく、引きこもったりだとかいろんなことを経てとても心理的なケアが必要な学校教育を行っている中で、他人と触れ合えば交流になるとか共同学習になるとかというのも一概に言えないような状況で、ですから、交流の実施回数とかにはあまり、交流が進んでいるねとの見かたにはならないのかなと思います。ただここに書いてあることを見ていただければ大概やっていることはわかるのですけれども、私が個人的に問題だと感じているのは、うちの学校も別府支援もそうですけれども、高等学校が別府市内にはいくつもあるにもかかわらず、交流をしているのは、山香農業だったりとかですね、そういうところが受け入れてくれるというのが現状です。なんでかなと思いつつも、もう何十年たったという感じがしています。それでも年間たった2回会うだけ、1時間半ずつ会うだけでも会わないよりはいいと私は個人的には思っておりますが、これで、差異を認めあうということにどれぐらい長年かかって貢献できているのかなとちょっとジレンマを感じるころもあります。

それから市民との交流状況の変化ですけれども、私はもう30年ほど別府市を中心に特別支援学校の教員をしておりますけれども、本当に様変わりして、見方もそれから待遇と言いますか、制度的なものもずいぶん変わってきたと思っております。けれども、これは何でかなと言いますと、やっぱり支援学校がやっぱりいろんな手で発信してきたということだとか、交流の行事の成果は見えてきているのではないかなと思います。先ほど末光指導主事がおっしゃいましたけれども、法的にも特別支援教育というものが世

の中に言われるようになってから、コーディネーターというものが各学校に配置されており、特に特別支援学校のコーディネーターは、普通校に授業延長だとか助言だとかそういうものに行くんだよという地域のセンター的役割というのが法律で明文化されて以降、今本校のコーディネーターが地域の小中学校に援助に来てくださいと呼ばれる件数が300件を超えています。年間の学校に行く日を考えますと300件というのは1日に何校も掛け持ちして行くようなそういう時代になっております。中で何を相談を受けているかという、クラスの中のこの子が非常に行動が問題があります。だからこの子にいい教育をしてあげたい。特別支援をして、より合った教育で育ててあげたいというのがほとんど主流なのですが、でも本当は先生方は困っていると、親御さんも困っているとそういうものに対して何か救いの手を助言をとというようなそういう相談が実情なのが本音です。300件もあります。そのようにして市内の小中学校と、ほとんど小中学校です。高校からの相談はほぼありません。高校からの相談がなぜないかというと、義務教育ではないので、うちの学校に来たくて入試を受けて通ってきた子なので、いい方は悪いですが、途中でうちの学校に合わなくなればこなくてもいいわけなのでね。だから、小中学校からの相談が圧倒的に多いです。今、ずいぶん交流が変化してきた理由を言っていますけれども、そういうことが法制化されてきたのも、お互いの交流が進んできたことの背景にあると思います。以前私が経験したことで、支援学校に通っている子どもが、お兄さんは肢体不自由であるので通っています。地区の子ども会の名簿に名前がないわけです。そうすると妹のほうは学校に通いだして、はじめて妹が地区の子であるというふうに名簿に名前が挙がった。これはいけないということもありまして、当時私は別府支援におりましたけれども、地区に対して別府支援学校からありきたりですけども、プランターを送って子どもたちの作ったお花を贈って、それで一生懸命学校側から発信して、知ってくださいと言いながら、数十年きたと。いう感じです。先生たちが昔に比べて2倍3倍の仕事量がありますので、バタバタと病休に入っている先生もいますし、そのような交流事業に手を広げていくことは自分たちの首を絞めることにもなるような多忙化につながっている一面もあります。それから、その昔は、障がいのある子が家にいますと、お母さんは絶対にお仕事にでられない、送り迎えがありませんし、帰る時間には家にいなきゃいけないとかいうのもありますし、そういう状況もありましたが、今は、日中一時支援だとか放課後支援とかいろんな公的なのもありまして市民とのふれあいとかお母さん方が外にでていく機会が増えてきたことも変化していった背景になると思います。

でも、一番最後にあります、5つの黒丸ですけれども、差別や偏見が改善された面も多いんですけれども、特別支援学校がどこにあるかだとか、知らない方が依然多いのが事実です。南石垣原支援学校どこの学校のことを言っているのかという郵便物がたくさん入りますし、私が先ほど言いましたように、地区にプランターを持っていこうと考えなくてはいけなかったのは、町内の広報紙にですね、別府支援から持っていつているんですけれども、実に十年間ぐらい鶴見養護学校から今年も愛のお花をいただきました。というような間違いがあったりします。ですので、関心が高いとは私はまだ言えないのかなと思っています。それから、日中一時支援などがありますが、障がいのあるお子さんのご家庭では、お母さんがこの子に関して、一切の責任を負っているという現実があります。つい先日のことですが、将来の進路についてお母さんとお話をしていたら、この子はデイサービスや福祉就労にいければいいですね。もうひとつは心中ですと言われて、もう私は胸が潰れそうになりましたが、現在のことなのにお母さん方がこの子たちの将来のことに関して、一緒に死ぬかという選択肢をまだ持っているということが現実だと、最近こそ思いました。それからこれは一番感じるのですが、早期発見、早期療育いうふうにして、早くから支援の手をとるという一面もありますし、それもとても必要です。それから制度も整いました。ずいぶん。けれども、じゃあそれが通常学級と特別支援学級の壁、普通校と特別支援学校との壁がそれでなくなっているか、理解が早ければそれだけ差別や偏見がなくなっているかという、残念ながら壁はどんどん高くなって、あの子は早いうちから障がいのあるお子さんがいるといわれている面もあります。一番最後の言葉は先ほどからずいぶんでておりますけれども、軽度の障がいとか精神疾患の方とか見た目では分かりにくい障がい理解されにくいということはおうちの学校でもお母さん方の大きな悩みです。ですからどこから見ても、問題がなさそうに外見上は見えても高校生になるまで一度も公共の場に行ったことがないとか連れて行ったことがないとか、映画館に生れてはじめていきましたとか、現実にあります。いい面はたくさん書いてありますが、問題と感じている点を言わせていただきました。

(水口補佐)

ありがとうございました。交流に関する取組みは以上のようなものでありますけれども、グループ討議におきましては、市民からの意見や論点にもありますように、身近な交流をするにはどういったやり方がいいのかということを考えていく必要があるものと思われま。以上で、交流の説明を終わります。

(萩野部会長)

今、説明がありました。この点について、皆さん、ご意見があれば承ります。ないですか。はい、北地委員。

(北地委員)

意見というよりも、今日福祉関係団体の一覧をいただきまして、3月1日現在、29をいただいておりますけれども、28番目に私どもの名簿を載せていただいております。今、太陽の家さんから報告がございましたので、ちょっと私のほうもひとつだけ報告ということで、お知りおきをいただきたいということで申し上げます。

一応、私どもは、平成16年から汐見町で福祉サロンあいあいというのを16年からずっとやっております。これは、障がいのある方もご高齢の方も、子どもたちも自由にいつでも気軽に参加していただける場を提供してございます。私が小地域でのネットワークというものがこの場ででてくると思いますが、やはりこれからは、高齢者であれば地域包括ケアシステムもでてますけれども、小地域のネットワークをどうするかという気持ちの中で、福祉サロンということ各、できるだけ小学校区にひとつづらいつくっていききたいという思いがありまして、今、年間約1,000名ぐらいの方がご利用いただいております。障がいのある方も結構たくさんいらっしゃいます。こういう私どもが、1回200円以下なのですが、料理教室とか、今9つの講座をやってございますけれども、完全な会費ではございますけれども、こういうサロンのなものも私どもやっておりますので、今後、こういう交流の中のひとつのあり方として、小地域のネットワークをつくりながら、サロンのもの、いつでも安心していける場がある。ということ私ども16年から試みでやっているわけなのですが、広がらない。いろんな問題があるのですけれども、県にもいろいろお願いをしたんですが、初期投資の費用だけとか、トイレの改造等をしていただければ、あとはボランティアだけで運営できますよというお話も申し上げたことがあるのですが、なかなか前に進まないというのが現状でございますけれども、そういうことで、ひとつご報告をさせていただきました。と同時に、今、支援学校の先生方のお話しがございましたけれども、やはり、今日、県社協の方もお見えでございますけれども、やはりボランティアをどうこれから、交流の場の中でボランティアをどう活用していくか、もちろんボランティアの育成をしていくということがあって、私どもも昨年ボランティア講座というものを20名でこの福祉サロンでやったの

ですが、募集すれば20名ぐらい集まってまいります。そういう点では、これからボランティアをどう活かすかということが有効かなど。意見とともにお話しをさせていただきました。ありがとうございました。

(萩野部会長)

では、事務局、次の説明をお願いします。

(水口補佐)

はい。それでは、12ページをお開きください。細目のその他ですが、こちらの市民からの意見は、これまで見てきました細目の3つに区分しづらいような、相互理解の総論的な意見を集めておりまして、いろいろな意見がありますけれども、障がいのある人は「理解してほしい」という意見、障がいのない人は「障がいのある人を理解する必要がある」、「意識改革が必要」といったような意見にまとめることができるのではないかと考えております。

市の取組としましては、細目のところで説明しましたことと重なりますので、ここでは省略させていただいておりますが、これまでの説明で、相互理解の項目の説明が一通り終わりますので、ここで、障害者基本法の中に相互理解に関するところがどういうふうに書かれているのかを若干ご説明いたしたいと思っておりますので、配布資料の3-1をお開きください。

こちらの資料は、障害者基本法の中で、相互理解と権利擁護に関係した部分を抜粋したものであります。この中で、相互理解に関する部分といいますと、第9条の障害者週間と第16条の教育の部分にでてきます。

まず、9条であります。ここには、障害者週間を設けますよということが書かれております。この障害者週間を設ける理由といたしましては、基本原則に関する関心と理解を深めるというふうに第1項に書かれてはいますが、ここにでてくる基本原則というのは、第3条に定められておりまして、ちょっとこの資料では、省略させていただいているのですが、どうということが書かれているのかと申しますと、障害者基本法が掲げる共生社会の実現が図られるにあたっての障がい者が有する権利などが確認をされております。

そして、条を移しまして、次の16条第3項でありますけれども、こちらの規定におきましては、国と地方公共団体は、教育における交流と共同学習を積極的に進めること

で、相互理解を推進しなさいということが書かれております。

少し、簡単でありましたけれども、障害者基本法にはこのようなことが書かれております。以上でございます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。今、事務局から、相互理解の促進の項目についての市民からの意見と市の取組状況を説明していただきました。

皆様方におかれましては、こういった現状があるということを確認していただきまして、後でグループに分かれていただきまして、どうすれば現状を改善できるのか、また政策として掲げることは何なのかを議論していただきたいと思っております。

では、続きまして、事務局から権利擁護について説明をお願いいたします。

(水口補佐)

それでは、項目を移しまして、権利擁護についてご説明させていただきます。配布資料の1の14ページになります。

この項目に関する市民からの意見でありますけれども、障がいのある人からの意見が主なのですけれども、「障がい当事者に応じた合理的配慮が必要だ」や「差別、偏見、いじめがある」といった意見にまとめることができるのではないかと考えております。差別などがあるという意見につきましては、やはり、障がいに対する理解の不足があるということにつながるのではないかと考えております。そして、ここで、「合理的配慮」という言葉がでていまして、この言葉は、先ほどの社会モデルと同様に、委員間で共通認識したほうがよいのではないかと意見が上がっておりますので、ここでまた配布資料の2を使っていただきまして、徳田委員から、「障害を理由とする差別」の定義と併せましてご説明のほうをしていただきたいと思います。それでは、徳田委員よろしく申し上げます。

(徳田委員)

先ほどこの点については発言してしまいましたので、ごく簡単にご説明させていただきます。資料の2をお開きいただきますと、障害者権利条約における合理的配慮についての定義と、それから障害を理由とする差別についての定義が書いてありますので、私から申し上げたいのは、障がいを社会モデルに捉えるということで、差別の考え方が180度とは申しませんが、少なくとも90度は変わってくるのではないかとということです。これ

までは、障害を理由とする差別というのは、障がいを理由として不利益的取扱いをすること、これを直接的差別というふうに言いますけれど、障がいがあるからさせないとか、あるいは何かを利用することを制限する。そういうのが差別だと捉えられてきたわけですけれども、社会モデルという形で捉えられることによって、社会的障壁を除かない。いろんなハンディキャップがある人がない人と同じような活動をするうえで社会の側が用意しなければいけないことを用意しないことが差別だという考え方がでてきたわけです。つまり、今まではこういうことをしてはいけないということが差別の禁止だったのですが、これからはそれに加えて、こういうことをしなければいけない。してはいけないということに加えて、こういうことをしなさいと。しないことが差別ですよというふうに変わってくるということです。合理的配慮というのは要するに、例えば別府駅で、障がい者や高齢者が利用できるようにエレベーターやエスカレーターをつくっていく。これが合理的配慮です。これをしないことが差別だと。ただし、過度の負担を強いるようなこと、これがあるていどいけないので、過度の負担を強いることがない場合には、例えばバスであれば、低床バスであるとか、車いすで利用できるようにしないことが差別だという考え方がすでに国際的には定着しているということになってきますので、少なくとも差別に対する考え方が私は90度は変わってくるというふうに思っているのではないかと考えていますし、これはもうすでに、障害者基本法の中にもこの言葉が取り込まれていますので、日本の障害者法制では、前提にすべき考え方になっているという点に注意する必要があるのではないかと考えています。以上です。

(水口補佐)

ありがとうございました。事務局からの説明に戻りますので、配布資料の1の14ページにお戻りください。

市民からの意見の続きですけれども、障がいのある人とない人とでの共通の意見として「障がい」という言葉をなくしてほしいや替えてほしいという意見がございます。このことに関しましては、国におきまして、障がい者制度改革推進会議の下に設置されました「障害の表記に関する作業チーム」が平成22年11月22日に検討結果を発表していますけれども、この中では、「法令等における障害の表記については、当面、現状の障害を用いることとし、今後、制度改革の集中期間内を目途に一定の結論を得ることを目指すべきである」としておきまして、最終的な結論はでておりません。この障がいという表記の問題は、すぐに結論がでるというものではないと考えておりますので、国の動向を見極め

ながら、市のほうも対処するということがよろしいのではないかと考えております。

次に、市の取組状況であります。15ページをお開きください。1でありますけれども、啓発・広報で説明をいたしました人権同和教育啓発課が実施しております差別をなくす市民の集いがございます。また、障害福祉課におきましては、障害者自立支援法に規定される地域生活支援事業のひとつといたしまして、2の成年後見制度利用支援事業を実施しております。それと、市民からの意見でも選挙のことがありましたけれども、選挙管理委員会事務局におきましては、3の選挙における投票しやすい環境づくりとしまして、投票所のバリアフリー化と点字器の設置をいたしております。

以上が、市の取組状況であります。事前意見の中で、委員から、障害者基本法と虐待防止法の概要が資料としてほしいということでありましたので、ここで、その説明をさせていただきたいと思っております。今お開きいただいております、15ページの今後の取組みのところをご覧ください。

まずは、虐待防止法からでありますけれども、法律の正式名称は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律でありまして、平成23年6月24日に公布されまして、今年の10月1日から施行されることとなっております。この法律の制定の目的でありますけれども、障害者の権利利益の擁護に資することとされております。そして、障害者の定義でございますけれども、これは障害者基本法の第2条第1号と同じとされておまして、次の障害者虐待の定義につきましては、養護者から受けるもの、障害者福祉施設従事者から受けるもの、使用者から受けるものの3つが規定されております。また、虐待防止対策といたしましては、虐待の禁止、国と地方公共団体における虐待防止体制の整備、虐待防止等の対応、学校などの措置が規定されております。

別府市におきましても、10月までに、どうすれば障がい者に対する虐待を防ぐことができるのか、実際に虐待があってしまった場合に、こういった対処をすればよいのかといったことを念頭に、別府市に合った具体的に機能する体制を整備する必要がある。そう考えております。

続きまして、障害者基本法でありますけれども、配布資料の3-1をお開きください。相互理解に関する部分は、先ほど説明させていただきましたので、ここでは、権利擁護関係部分を説明させていただきます。

まずは、第4条であります。こちらには、差別の禁止が書かれております。この規定は、昨年、障害者基本法が改正されたときに新設されたものでありまして、他の自治体条例でも、ほとんどのところが、このような規定を設けております。

そして、次のページに移りまして、第28条と第29条には、選挙と司法手続における配慮が規定されております。

障害者基本法の概要につきましては、今日のような形で、議論する関係部分ごとにご説明させていただきたいと思っております。

簡単ではありましたが、以上が、障害者基本法、それから虐待防止法の概要であります。

そして、その他の委員の聞きたい現状といたしまして、権利擁護の範囲というものがございましたが、現状は具体的にここからここまでといったような範囲というものを決めて事務をしているわけではございません。もしもこの後のグループ討議におきまして、その範囲というものに疑義が生じるのであれば、定義規定も一緒に考えていただく必要があるもの、そう考えております。

そして、地域福祉権利擁護事業の概要について聞きたいという意見もありましたので簡単にご説明しますと、この事業は、平成19年度から日常生活自立支援事業という事業名に変更されております。知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者などのうち判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用に関する援助などを行うということで、地域における自立した生活を支援するといった事業であります。事業の実施主体は、都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会でありまして、例えば、別府市民の方が「お金の管理の判断に困るなあ」といったようなことがあれば、別府市社会福祉協議会にあんしんサポートセンターがありますので、相談していただければ、その後の援助へとつながっていくこととなります。要するに、似たような制度で先ほど説明いたしました成年後見制度がございますけれども、それを活用するまでには至らない人が利用するものという位置付けであります。以上で、権利擁護関係の説明を終わりますけれども、この後のグループ討議におかれましては、配布資料の5といたしまして、6自治体条例の相互理解と権利擁護関係部分を配布しておりますので、そちらを参考にして討議のほうを進めていただきたい、そう考えております。以上で説明を終わります。

(萩野部会長)

ありがとうございました。では、今の権利擁護に関する説明について、何かご質問があれば承ります。ありませんか。

質問がなければですね、時間的には50分しかありませんけれども、9時からやっていますので、ここで10分間ぐらいの休憩を取りたいと思っております。その間にですね、2つのグループ別に机を分けたいと思っていますから、どうぞ、皆さん、ひとつご協力を

お願いいたします。それでは、10分間休憩いたします。

(休憩)

(萩野部会長)

それでは、再開いたしたいと思っております。

今、2班に分かれていただきました。それぞれのグループで、まずは、グループ長を決めていただきたいと思います。そして、とりまとめをですね、そのグループの中でしていただいて、その人が、グループ長が発表するならグループ長が発表、その他の人で書記が発表するなら発表で結構ですが、それは、それぞれで決めていただきたいと思います。それから、相互理解と権利擁護に分かれていますけれども、それぞれのところで十分な討議をしていただいて、そして、最初のように皆さんに集まっていただいて、そして発表についての意見を承りたいと思っておりますから、グループで発言したことは発表のときには質問しないでください。相手のグループの聞いたことについて、何かご意見があれば言ってください。ですから、それぞれのグループで十分な討議をお願い申し上げます。書記なり、発表者も決めておいてください。よろしく申し上げます。

では、グループ長の議事進行でよろしく申し上げます。

(グループ長決めとグループ討論)

(萩野部会長)

それでは、まずは、グループで討議をされましたことを今からそれぞれのグループ代表から発表していただきたいと思います。

まず、相互理解の促進について、北地委員からまとめた事項を発表してください。

(北地委員)

それでは、私のほうから、発表させていただきます。私ども、河野リーダーの下、大変活発なお話し合いがなされました。

まず、市の責務としてと書いてございますが、責務という言葉、いろいろと論議をして、このままいこうということになりました。市の責務として、社会モデルについて正しく啓発広報を行うことということで、考え方として、障がい者に対する医学モデル、

個人モデルから社会の障壁、また、制度等にある社会モデルが今最も重要であり、そのことについて正しい啓発広報を行ってほしいという考え方があります。

2点目といたしまして、市の責務として、義務教育における正しい障がい者教育を行うこと。義務教育ですから、障がい児でも者でもいいんですが、その考え方として、幼児教育から後期中等教育を含む障がい者別の理解と協力を得るために、その教育を系統的にカリキュラムで行ってほしいということでございます。

次のページ。市の責務として、地域にある団体、組織等へ連携組織化を図ってほしい。地域にあるあらゆる団体、組織等の横の連携、協働を図るために積極的に支援いただきたい。

その下のは関連するのですが、当事者、家族、関係者が主体的に啓発、広報、交流等について積極的に行動を行うということで、当事者、家族が主体となってあらゆる機会に組織化をはじめ行動を行い、相互理解に務めたいということです。

それからその次、市民、地域でありますけれども、障がい者について理解と協力に務めてほしいということで、考え方として、市民の理解がなければ相互理解は進展しない。市民は機会を促へ、障がい者への理解、協力を深める。

その次は、市の責務として、財政的に支援を行うこと。条例策定に伴うことやその後についての財政的支援を行うことということで、文章ではこれだけなのですが、実際、先ほどの時間帯、いろんなお話ができました。

特に、地域とのやはり理解、協力を得る。連携を深める。そのために、組織、民生委員、児童委員、老人クラブその他あらゆる組織に対して、主体的にやっぱり働きかけていく必要があるんだ。それは、当事者であり、家族であり、そして市の支援もいただきたいということができました。

また、家族を抱える親のほうからは、いろんな切実な問題が適用されました。その中で、市の方がいらっしゃって大変申し上げにくい部分もあるのですが、市の取組みが大変弱い。もっと広く回数も多く、極端な話、365日広報啓発に務めていただきたいという意見もでてございました。皆さん方いろんな意見がでたのですが、別府らしいということで、共同浴場とか、公民館でのふれあいというのもやはり別府市としては、別府らしいということになるのではないかというふうな発言もございました。いずれにいたしましても、各団体が連携を深めていくということ、また、マスコミを通じて広報啓発をどんどん図っていく必要があるのではないかということがでてまいりました。途中、教育委員会の学校教育課の方にお見えにいただきまして、教育のことについては、いろ

んな意見がでました。特に、やはり先ほど申し上げました、正しい理解、障がい者に対する、小さなときから知ってほしい。理解してほしい。そのためには、教職員をはじめ、いろいろな方々がまず理解をしていく。そこからいろんな教育のことをやっていただきたい。また、ボランティアですね。福祉協力等々の話もでておりました。

それから、システムづくりということで、地域の中では、これからは災害等のことも含めて、やはり、地域で障がい者が安心して生活できるシステムづくり。その広報啓発を含めた相互理解がいるのではないかというふうなご意見等々、まだあるのですが、重要な部分もございますので、このぐらいにさせていただきたいと思います。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。今、北地委員からですね、相互理解の促進についてのまとめを発表していただきました。権利擁護の方はこれに加わっていませんので、権利擁護の委員の方、何かこれについてご質問なり、こういうことをまだ入れたらどうかというご意見がありましたら、発言してください。何かございませんか。はい、藤内委員。

(藤内宣委員)

最後の市の責務として、財政的に支援を行うということで、相互理解の促進の中の財政的支援を行うということはもう少し具体的にどういう議論の流れだったのか教えていただきたいと思うのですけれども。

(萩野部会長)

北地委員。

(北地委員)

策定をするということは、もちろんこれからやるわけですが、策定をした後も、いろんな財政的な啓発、それこそ、啓発広報の冊子とかいろんな機会を促へての広報啓発をしなければなりません。また、意見ででてまいりましたのが、条例をつくるだけでは意味がない。やはり、その後の条例がどのように実際に施行されて、そういう意味合いでの委員会的なものがあってもいいのではないかというようなお話等もでました。それには当然財政的な裏付けが必要であろうということでございました。以上です。

(藤内宣委員)

わかりました。

(萩野部会長)

その他。西田委員。

(西田副部会長)

相互理解ということで、お話をしていただいたのですけれども、そのひとつ具体的なこととしてですね、これ、かねてからお願いしているのですが、行政が主体となつてですね、広く啓発のイベントを開いていただくということをぜひお願いしたいということで、藤内部長にもかねてからお願いしているのですけれども、この夏ごろにでもですね、ただ、内容的にこの条例の啓発だけでなく、広くもう少し柔らかなイベントも含めて、何かこう大きなイベントをしていただきたいなど。そういうことを、私個人としては次の5月の作業部会までにそういう具体的な回答をいただきたいなあというふうに思っております。以上です。

(萩野部会長)

はい、それについてどうぞ。

(北地委員)

直接、私どもでその論議はいたしておりませんが、啓発広報でいろんな行事は必要だなあということは、論議ででてございました。その中で、今責務の中にうたったように、市のご支援をいただきながら、そういうことは共にやっていけるのではないかなというふうに思っております。以上です。

(萩野部会長)

はい、藤内委員。

(藤内宣委員)

西田委員から先般、市として相互理解に向けた広報活動をやっていただけませんかということで、意見を求められておりましたので、早急にしてくださいよというお話だったので、ちょうど年度末等のこともございまして、いろんな作業に追われて

おりましたので、次の作業部会の時までには、どういう形でいつ頃するのかという目安を皆さん方に周知するように事務局の中で検討していただく。次回の時までには、一定程度見える形の当局側の啓発活動の案をだしたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

(萩野部会長)

ありがとうございました。他の委員の方ございませんか。いいですか。それでは、相互理解の促進のグループの中で、具体的なことは検討されたとは思いますが、何かこれだけはもうちょっとおきたいということがあれば。ないでしょうか。いいですか。

ありがとうございます。それでは、皆さんにおはかりをいたしますが、今、北地委員から相互理解の促進についてということで、皆さん方に大きく、この資料をお配りしたと思うのですが、6つのそれぞれの基本的な意見がまとめられました。これについて、あとはですね、文言が付け加えられるかもしれませんが、方針としては、こういうことでまとめていきたいと思うのですが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

(萩野部会長)

はい。それでは異議なしということで、まとめていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それではもうひとつの権利擁護の委員の方から、いろいろ討議されましたことを村野委員から発表をしていただきますので、よろしくお願ひします。

(村野委員)

それでは、権利擁護について、話し合った内容をお伝えしたいと思います。

最初はですね、徳田委員のほうから、具体的な分野別に討議を進めたらいいのではないかというお話をいただいたのですが、今回のお話の中では、骨格を決めるということで、今後考えていかれる分野別の話し合いのところで具体的な内容を話し合っていくことを確認し、お互いが理解したうえで話し合いに入りました。この条例をつくっていく内容についてですね、進め方等も含めまして、私たちというのは不慣れですので、

どのような形で話を進めていったらよいかと、とても最初は困りましたけれども、藤内委員のほうから権利擁護について、具体的にこういうことが必要なのではないかという案を、まず3案いただきましたので、その3案を基に皆さんで話を進めていきました。その結果をお伝えしたいと思います。

1番目として、“何人も障がい者に対し、差別をしてはならない。”その考え方としましては、障がいのある人もない人も同じようかけがえのない人生を自分らしく地域で生きる権利がある。

2番目としましては、“合理的配慮。”障害者権利条約第19条には、「全ての障害者が他のものと平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を認めるものとし」と規定されているように、障がいによりできないことは支援を受けながら普通に人生を過ごすことができるようにすべきである、特別なことを求めているわけではない。というようなことの中に、やはり合理的配慮ということに記載すべき。内容には、社会的障壁という言葉を入れた文章でまとめていただく必要があるのではないかとというふうにその後、話し合いの中で決まりました。

次に、“障がい者に対しての虐待禁止。”その考え方としましては、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第79号、これは今日ですね、資料として提出された資料15ページに今後の取組みのところで、施行日が24年10月1日から施行されるというものの法律なのですが、その法律79号の定義に障害者の虐待の類型は5つと規定されていますが、それを検討する虐待禁止委員会の設置が必要ではないかということです。

それから、“相談、助言及びあっせんの申立てをする機関”その考え方としては市の機関にそういうようなところの設置をする。

それから、“権利侵害に対する解決手段”として、権利侵害に対して解決する仕組みが必要なのではないか。この中には、いろいろな解決方法というのがその後入っていくと思うのですが、以上のことが必要であろうと。この5つについて、権利擁護に記載をしてほしいという話し合いの内容でまとまっています。

話し合いをしていく中で、私たちがとても困ったのが、言葉についての定義です。差別とかですね、合理的配慮、それから社会的障壁という言葉についての定義がまだ皆さんと共有がされてなかったのが、このことについてどうするのかということで、最初の話し合いの中でもめていたのですが。8回、9回目に、定義について話し合いをするということが言われていましたけれども、西田委員のほうから、これから先の具体的な中

身を検討していくのは、とても難しいのではないかという意見もあってですね、できれば定義を次の機会ですぐ決めていく方がいいのではないかと終わっています。提案として、次回に定義について、きちっと話し合いをした方が、その後の話し合いがもっとスムーズに行くのではないかとことです。話し合いの内容の報告を終わります。

(萩野部会長)

ありがとうございました。ただ今、権利擁護について、村野委員からまとめた事項を発表していただきました。それでは、相互理解の促進の委員の方で、今お聞きになって、ご質問を受けたいと思います。どなたかあれば、どうぞ。はい、北地委員。

(北地委員)

成年後見制度については、何かお話があったのですか。

(村野委員)

そのことについては、なかったですね。

(藤内浩委員)

権利擁護の観点に該当するかどうか私もわからないのですが、あくまでも家族に対するものですね。障がい者本人の方の権利擁護は当然なのですけれども、家族の権利擁護というのは、そこら辺は、議論されたのかどうか。あるいは、家族の権利擁護はどのように考えていけばいいのか。議論された内容を含めてお聞きしたいのですけれども。

(村野委員)

家族に対しての権利擁護というのも、やはり話の中にはなかったです。ただ、虐待防止の中の養護者に対する支援等に関する法律についてのところでは、でていましたけれども、その家族についてというのは、今回の委員の中での話し合いの中には入っていません。

(藤内浩委員)

他県の条例でも家族のことはあまりでていないのですが、具体的にいえば精神障がい

者の家族ですと、特に母親の方があなたの育て方が悪かったのではないかと、いろんな形で差別偏見を含めてですね、人権侵害されるのですね。そこら辺のことを踏まえて、あくまでも私は家族なので、家族のそういうふうな権利擁護も必要ではないかと思っておりますので、そこら辺を考えていただければと思います。

(村野委員)

その視点が抜けていたのかもしれないですね。そしたら、例えば、権利擁護というところで話し合いをするのであれば、ここで話し合いをしなければならないのかもしれないですけども、このその他というのは、これは、決まっていたかね。

(萩野部会長)

これ、事務局どうなんかな。

(水口補佐)

今回については、権利擁護と相互理解と大きくグループに分かれていただき議論していただいたところでもありますけれども、その他のことについては、特にグループを設けておりません。今ご質問がありました成年後見制度、家族の権利擁護につきましては、その他というよりは権利擁護の議論の範疇に入ると考えております。権利擁護、相互理解にしても、非常に、先ほど委員さんからのご発言にもありましたけれども、非常に難しい問題であろうと、また、その内容もより深みのある内容であると、考えております。その他につきましては、権利擁護と重なる部分もありますけれども、障がい者家族の声の把握と共有化、それから、直接差別、間接差別、合理的配慮の欠如についての理解の推進とこれは相互理解のほうでひとつあげていただいております。その他の範疇に入れておりますけれども、今日相互理解のほうで、当事者家族の参加ということもあげていただいておりますので、それはよろしいのかなあとと思いますけれども、権利擁護を深く掘り下げると、いろんな家族の問題ですとか、でてくると思いますので、その辺は委員の皆さんでまたこの結論でいいのかどうか、議論をこれから深めていただきたいと思います。

(萩野部会長)

後見人や家族の権利がでておりますけれどもですね、おそらく話し合いの中ででてくる

んでしょうけど、それを条例にどう入れ込むのかどうかというと、私もわかりませんが、その辺はまた事務局のほうで、よそもそういう話がでてきたのかどうか。一回調べてみてください。結論的には、今日はでないかもしれませんが、その他の発表の機会に回答を言ってください。

(水口補佐)

はい、わかりました。

(萩野部会長)

他に、何か項目について質問ございませんか。はい、小野委員。

(小野委員)

今、それぞれのグループのほうから、報告があったのですけれども、その報告についてですね、今日この場で最終決定になるのでしょうか。ということになると、報告を聞いたのが、それぞれ聞いてすぐなのですね。この後、いろいろ調べたり検討したりしたうえでもう少し意見があるという場合もあり得るかと思うのです。ですから、次回の冒頭にでももう一回それについての意見を求める場を設けて、そのうえで最終案としていただいた方がいいかと思うのですが、ご検討いただきたいと思います。

(水口補佐)

事務局のスケジュールの基本的な考えには、第8回と9回でまとめるという考えではありませんけれども、基本的に委員の皆さま方の考えに従うというのがスタンスとして持っておりますので、事務局の言うとおりにやってくれということではありませんから、皆さんが次回に決定をするなり、定義を先に定めたほうがよいのではないかという意見もございましたけれども、そうなさった方がいいというのであれば、そのようにしていただければと考えております。基本的な考えとしては、8回、9回で議論のまとめということでしたら、そう考えております。事務局の考えであります。

(萩野部会長)

いいでしょうかそれで。

(小野委員)

わかりました。

(萩野部会長)

皆さん方で、後で問題点などが分かれば、箇条書きでも1回事務局にでも送ってあげてください。8回、9回の最後まで待っても忘れても困りますし、最終的には、8回、9回でまとめをすれば良いのでしょうかけれども。気が付いたことがあれば遠慮なく事務局にだしてください。他にご意見ございませんか。はい、河野委員。

(河野委員)

事務局のほうに僕のほうからちょっとひとつ質問なのですが、論点を実体規定という形で議論を進めていく中で、作業部会としては、条例の骨格としての事項をとりまとめとして、条例文をある程度作成していくのか、というのが1点と。話し合いの中で問題点、課題点を皆さん方と付け合わせる中で条例文に沿った形である程度の条例の取組むべき内容等をですね少し話し合いの中ででてきているのですけれども、とりまとめとして、どこまできちっと話し合いの中でつくり上げていくのか、お答え願えればと思いますけれども。

(水口補佐)

お答えします。今日、事務局、この席で皆さんの議論の内容を聞かせていただいております。そこで、そういった部分、なかなか箇条書きで表すのが難しいということは理解をいたしております。にもかかわらず、こういったように端的に表現していただいたことに感謝いたしているのですけれども、それですべてを表現しつくしたというふうにはなっておらないということであろうかと思えます。そこで、それらの附属する問題やらについてですね、それを表現する方法ですね、それをも事務局としては、今日お渡しした結論と、それに付随する事項の欄を設けるかということを検討していこうと考えております。以上です。

(萩野部会長)

よろしいですか。

(河野委員)

はい。

(萩野部会長)

他にご意見ございませんでしょうか。いいでしょうか。なければ、この権利擁護については、村野委員からまとめを発表しました。これについて皆さんの、ここに書いてあります5つの項目については、こういうことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(萩野部会長)

異議なしと認めます。よろしく申し上げます。それでは、今日の主な2つの議題については終わりました。事務局から自立支援協議会への中間報告について、説明があるそうですが、これについて、申し上げます。

(水口補佐)

はい。それでは、この作業部会の親の協議会にですね、報告をする必要がございます。それで、配布資料の4-1をお開きください。こちらが、3月30日に行います自立支援協議会への報告案でございます。当初は、萩野部会長に出席していただきまして、報告していただくと思っていたのですが、決まった内容がスケジュールのことに終始いたしましたので、事務局から報告させていただきたいと思います。

(萩野部会長)

はい、申し上げます。

(水口補佐)

報告事項は、第1回から第3回までの会議での決定事項でありまして、題名と前文は、第8回で議論するという、目的規定は、第8回か第9回で議論するという、定義規定は、実体規定と並行して議論するという、次のページに移りまして、理念規定は、第8回か第9回で議論するという、実体規定は、第4回から第7回までに各項目ごとに議論するという、最後に、罰則規定は、第8回で議論するという、

このことについてご報告をさせていただきたいと思います。

それと、事務局からひとつお願いでございます。次回より、より具体的な議題が始まりますので、ぜひお願いといたしましては、別府市としての特色のある条例ができたらいいなと考えておるところなんです。そこでそういったところも考え併せていただいて協議を進めていただくと非常に事務局としてもいい条例ができるのではないかと考えております。それでよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。明後日の報告については、事務局より報告させていただきます。今までの中間報告でございますが、そういうことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(萩野部会長)

それでは事務局よろしくお願ひいたします。

それでは、いよいよ最後でございますけれども、これから、第5回以降のグループ分けをしたいと思ひます。事務局から、一応案ということで、そこに名前がでておりますけれども、自分が生活環境か、雇用・就労か、こっちがいいというような意見がありましたら、今、言ってください。入れ替えをしたいと思ひます。

(萩野部会長)

では、特別なようですので、第5回はこのグループでいきたいと思ひます。よろしくお願ひします。そして、グループ長さんにつきましては、今日のような形でグループ討議を始める前に決めたいと思ひますのでよろしくどうぞお願ひいたします。

それでは、最後に、皆さん方から事務局のほうにこういう資料をつくってくださいとかいろいろ要望があると思ひますけれども、事務局のほうも他の仕事もかなり多いのですね、もし、委員の方で、こういう資料を皆に見せたいとか、そういう資料がありましたら前もって事務局のほうに渡してください。何もかもこれ事務局で調べてくださいという、なかなか準備も大変ですので、よろしくご協力のほどお願ひいたします。

(水口補佐)

なかなか、庁内で集められる資料であればいいんですけども、庁外にお願いして集める資料については、なかなか非常に困難な場合もありますので、皆さんよろしく願いいたします。それとですね、最後になりますけれども、市役所、藤内部長ですけれども3月31日で退職ということになっております。今回は最後の会議への出席ということになります。それと、お話を伺っているのが、南石垣支援学校の下村教頭と太陽の家の宮原部長についても人事異動で内示がでておると聞いておりますので、代わられるのではないかと考えております。

(萩野部会長)

ごあいさつをお願いします。

(下村委員及び藤内宣委員からあいさつ)

(萩野部会長)

本当に長い時間、ありがとうございました。皆さんのご協力で本日終わりました。次回もどうぞよろしくお願いいたします。それではこれで、閉会します。ありがとうございました。